

# 大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の改正概要（第13号議案関係）

## 1 改正の理由

介護予防認知症対応型通所介護（いわゆる認知症デイサービス）等の地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営等に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い、標準とし、又は参考し、本市の条例で定めており、当該省令が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものである。

## 2 主な改正の内容

### (1) 介護予防認知症対応型通所介護に関する基準の改正（第10条）

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下）で行う共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりのユニットの入所者と合わせて12人以下」に改正する。

（例）3ユニットで構成するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合

ユニット	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者数	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員数	
		改正前	→ 改正後
Aユニット	10人		2人
Bユニット	10人	3人	2人
Cユニット	9人		3人

※ ユニット型

入所者10人以内ごとに食事や談話ができる共同スペースを備える施設

※ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

地域密着型介護老人福祉施設等の食堂又は居間において、施設の入所者と

共に行う要支援者に対する認知症デイサービス

### (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護に関する基準の改正（第79条）

身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会を設置し、指針を整備し、介護従業者その他の従業者に対する研修を実施することを義務付ける。

### (3) 保存すべき記録及び期間の明確化（第41条、第65条及び第86条）

市は、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合に返還請求を行うが、その時効は地方自治法により5年間となっているため、次のア・イの記録については、当該記録の完結の日から5年間保存することを指定地域密着型介護予防サービス事業者に義務付ける（※国と異なる本市の独自基準）。

ア 従業者に係る勤務表及び職務に必要な資格者証等の写し

イ 介護サービス費の請求に関する記録の写し

## 3 施行日

平成30年4月1日

大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<b>介護医療院</b>、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p>
<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用</p>

改正後	改正前
<p>定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第二十項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p>	<p>定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>
2 略	2 略
<p>(記録の整備)</p> <p>第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 従業者に係る次に掲げる記録</p> <p>ア 勤務の体制についての記録</p> <p>イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し</p> <p>2 略</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
(従業者の員数等) 第45条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	(従業者の員数等) 第45条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  略	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  略
7～9 略 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務	7～9 略 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務

改正後	改正前
<p>に従事することができる。</p> <p>11～13 略</p>	<p>に従事することができる。</p> <p>11～13 略</p>
<p>(管理者)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、<b>介護医療院</b>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<b>介護医療院</b>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>

改正後	改正前
(協力医療機関等)	(協力医療機関等)
第61条 略	第61条 略
2 略	2 略
3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <b>介護医療院</b> 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。	第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
(1) 従業者に係る次に掲げる記録	
ア 勤務の体制についての記録	
イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し	
(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の費用の請求に関して 国民健康保険団体連合会に提出したもの	
2 略	2 略
(管理者)	(管理者)
第73条 略	第73条 略
2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 <b>介護医療院</b> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事し	2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有す

改正後	改正前
<p>た経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>る者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>	<p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>
<p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<b>介護医療院</b>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p>
<p>第79条 略</p>	<p>第79条 略</p>
<p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>2 略</p>
<p>(協力医療機関等)</p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>第84条 略</p>	<p>第84条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<b>介護医療院</b>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 従業者に係る次に掲げる記録</p> <p>ア 勤務の体制についての記録</p> <p>イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものとの写し</p> <p>2 略</p>	<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>2 略</p>

# 大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の改正概要（第14号議案関係）

## 1 改正の理由

指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を参照して、本市の条例で定めており、当該省令が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものである。

## 2 指定介護予防支援の事業とは

要支援の認定を受けた者等が、デイサービス、ホームヘルプサービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う事業

## 3 主な改正の内容

### (1) 特定相談支援事業者との連携に関する規定の追加（第4条第4項）

障害福祉サービスを利用してきた障がい者が円滑に介護保険サービスに移行することができるよう、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。

#### ※ 特定相談支援事業者

市町村が指定する特定相談支援事業（障害福祉サービスを利用しようとする障がい者からの相談に応じ、サービス等利用計画の作成、見直し等を行う事業）を行う者

### (2) 医療と介護の連携の強化

#### ア 入院時における医療機関との連携の促進（第7条第3項）

介護予防支援の提供の開始に際し、利用者又はその家族に対し、利用者の介護予防支援を担当する職員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関に提供するよう依頼することを指定介護予防支援事業者に義務付ける。

#### イ 平時における医療機関との連携の促進（第33条）

(ア) 介護予防サービス事業者等から伝達された利用者の服薬状況、口腔機能等の情報を主治の医師等に提供することを担当職員に義務付ける。

(イ) 利用者が医療系サービスの提供を希望した場合、担当職員は、主治の医師等の意見を求めることとされているが、当該主治の医師等に介護予防サービス計画を交付することを担当職員に義務付ける。

### (3) 保存すべき記録及び期間の明確化（第31条）

市は、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合に返還請求を行うが、その時効は地方自治法により5年間となっているため、次のア・イの記録については、当該記録の完結の日から5年間保存することを指定介護予防支援事業者に義務付ける（※国と異なる本市の独自基準）。

ア 従業者に係る勤務表及び職務に必要な資格者証等の写し

イ 介護サービス費の請求に関する記録の写し

## 4 施行日

平成30年4月1日

大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第4条 略 2・3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、利用申込者又はその家族の理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 略 5 略</p>	<p>第4条 略 2・3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、利用申込者又はその家族の理解を得なければならない。</p> <p>3 略 4 略</p>

## 改正後

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定介護予防支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
  - (2) 略
- 8 略

## (記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 担当職員その他の従業者に係る次に掲げる記録
    - ア 勤務の体制についての記録
    - イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し
  - (2) 介護予防サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものとの写し
- 2 略

## (指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針

## 改正前

- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定介護予防支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
  - (2) 略
- 7 略

## (記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 略

## (指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針

改正後	改正前
<p>及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p>	<p>及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p>

改正後	改正前
(22)～(28) 略	(22)～(28) 略

# 大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の改正概要（第15号議案関係）

## 1 改正の理由

介護保険法の改正に伴い、共生型サービスが新設されたことにより、共生型生きがい対応型訪問サービス及び共生型生きがい対応型通所サービスの指定に関する基準を定め、軽度生活支援員派遣サービスの利用料の見直しを行うとともに、所要の改正を行うため条例の改正を行うものである。

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業とは

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う事業

## 3 主な改正の内容

### (1) 共生型生きがい対応型訪問（通所）サービスの人員、設備及び運営に関する基準の追加（第36条の2・第36条の3、第54条の2・第54条の3）

高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型生きがい対応型訪問（通所）サービスに関する基準を追加する。

※ 共生型生きがい対応型訪問（通所）サービス

障害福祉サービス事業所等が同一拠点において行う生きがい対応型訪問（通所）サービス

### (2) 保存すべき記録及び期間の明確化（全ての介護予防・日常生活支援総合事業に共通する事項）

市は、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合に返還請求を行うが、その時効は地方自治法により5年間となっているため、次のア・イの記録については、当該記録の完結の日から5年間保存することを事業者に義務付ける（※国と異なる本市の独自基準）。

ア 従業者に係る勤務表及び職務に必要な資格者証等の写し

イ 介護サービス費の請求に関する記録の写し

### (3) 軽度生活支援員派遣サービスの利用料の見直し（第59条）

軽度生活支援員派遣サービス（家事援助を行う訪問サービス）の利用料を次とおり改正する。

改正前	改正後
・1回につき1,500円	・サービスの提供時間が20分未満の場合 1回につき1,500円 ・サービスの提供時間が20分以上の場合 1回につき2,000円

## 4 施行日

平成30年4月1日

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 略 第3章 生きがい対応型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準（第4条～第36条の3） 第4章 略 第5章 生きがい対応型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準（第42条～第54条の3） 第6章 略 第7章・第8章 略 附則  (サービス提供困難時の対応) 第9条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生きがい対応型訪問サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の生きがい対応型訪問サービス等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。  (心身の状況等の把握) 第12条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（平成27年大村市条例第5号。以下「指定介護予防支援等基準条例」とい	目次 第1章・第2章 略 第3章 生きがい対応型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準（第4条～第36条） 第4章 略 第5章 生きがい対応型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準（第42条～第54条） 第6章 略 第7章・第8章 略 附則  (サービス提供困難時の対応) 第9条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生きがい対応型訪問サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の生きがい対応型訪問サービス等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。  (心身の状況等の把握) 第12条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大村市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定める条例（平成27年大村市条例第5号。以下「指定介護予防支援等基準条例」とい

改正後	改正前
<p>う。) 第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>う。) 第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(介護予防支援事業者等との連携)</p>	<p>(介護予防支援事業者等との連携)</p>
<p>第13条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「介護予防支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第13条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p>	<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 サービス提供責任者(第4条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>3 サービス提供責任者(第4条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(2)の2 介護予防支援事業者等に対し、生きがい対応型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p>	<p>(3)～(8) 略</p>
<p>(3)～(8) 略</p>	<p>(3)～(8) 略</p>
<p>(不当な働きかけの禁止)</p>	<p>第30条の2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援</p>

改正後	改正前
<p>事業所（指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員又は居宅要支援被保険者に対して、利用者に必要なないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</p>	
<p>（記録の整備）</p>	
<p>第36条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>第36条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p>
<p>(1) 従業者に係る次に掲げる記録 ア 勤務の体制についての記録 イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し</p>	
<p>(2) 生きがい対応型訪問サービスの費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し</p>	
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（共生型生きがい対応型訪問サービスの基準）</p>	
<p>第36条の2 生きがい対応型訪問サービスの事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第140条の14において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サー</p>	

改正後	改正前
<p>ビス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び生きがい対応型訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 生きがい対応型訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、生きがい対応型訪問サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>（準用）</p> <p>第36条の3 第4条（第1項を除く。）、第5条及び第7条から第36条までの規定は、前条の基準を満たす者が行う生きがい対応型訪問サービス（以下「共生型生きがい対応型訪問サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第4条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型生きがい対応型訪問サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「生きがい対応型訪問サービス及び」とあるのは「共生型生きがい対応型訪問サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス及び」と読み替えるものとする。</p>	

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第41条 第7条から第22条まで、第24条及び第26条から第36条の2までの規定は、軽度生活支援員派遣サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項、第22条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「軽度生活支援員」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第41条 第7条から第22条まで、第24条及び第26条から第36条までの規定は、軽度生活支援員派遣サービスの事業について準用する。</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第42条 略 2~7 略</p> <p>8 生きがい対応型通所サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第42条 略 2~7 略</p> <p>8 生きがい対応型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>9 生きがい対応型通所サービス事業者が指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項（前項を除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	

改正後	改正前
る。	
(設備に関する基準)	(設備に関する基準)
第44条 略	第44条 略
2~3 略	2~3 略
4 前項ただし書の場合（生きがい対応型通所サービス事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に生きがい対応型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。	4 生きがい対応型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
5 生きがい対応型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	4 生きがい対応型通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
6 生きがい対応型通所サービス事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第47条 略	第47条 略
2 略	2 略

改正後	改正前
3 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	3 生きがい対応型通所サービス事業者は、生きがい対応型通所サービス事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第51条 生きがい対応型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。	第51条 生きがい対応型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
<p>(1) 従業者に係る次に掲げる記録            ア 勤務の体制についての記録            イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し</p> <p>(2) 生きがい対応型通所サービスの費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものとの写し</p>	
2 略	2 略
(準用)	(準用)
第54条 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条及び第28条から第35条までの規定は、生きがい対応型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「第46条に規定する重要事項」と、「訪問介護員等」とあるのは「生きがい対応型通所サービス従業者」と、第22条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。	第54条 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条及び第27条から第35条までの規定は、生きがい対応型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「第46条に規定する重要事項」と、「訪問介護員等」とあるのは「生きがい対応型通所サービス従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。
(共生型生きがい対応型通所サービスの基準)	
第54条の2 生きがい対応型通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定	

改正後	改正前
<p>する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基</p>	

改正後	改正前
<p>準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。) (以下この号において「指定生活介護事業所等」という。) の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立支援(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び生きがい対応型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 生きがい対応型通所サービスを受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、生きがい対応型通所サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p> <p>第54条の3 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第28条から第30条まで、第31条から第36条まで、第43条、第44条第4項、第45条から第50条まで、第52条及び第53条の規定は、前条の基準を満たす者が行う生きがい対応型通所サービス(以下「共生型生きがい対応型通所サービス」という。)の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「重要事項(第46条に規定する重要事項をいう。第28条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービスの提供に当たる従業者(以下「生きがい対応型</p>	

改正後	改正前
<p>「通所サービス従業者」という。)」と、第22条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と、第47条第3項中「生きがい対応型通所サービス従業者」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(設備に関する基準) 第57条 略 2 略</p>	
<p>3 高齢者活動支援サービス事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、高齢者活動支援サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>(準用) 第58条 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第28条から第36条まで及び第45条から第53条までの規定は、高齢者活動支援サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「第46条に規定する重要事項」と、「訪問介護員等」とあるのは「高齢者活動支援サービス従業者」と、第22条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「高齢者活動支援サービス従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) 第58条 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第27条から第35条まで、第45条及び第46条の規定は、高齢者活動支援サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「第46条に規定する重要事項」と、「訪問介護員等」とあるのは「高齢者活動支援サービス従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「高齢者活動支援サービス従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第7章 利用料及びサービス費等</p>	<p>第7章 利用料及びサービス費</p>

改正後	改正前
<p>(利用料)</p> <p>第59条 総合事業の利用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽度生活支援員派遣サービス 提供時間が20分未満の場合にあっては1回につき1,500円、20分以上の場合にあっては1回につき2,000円。ただし、軽度生活支援員派遣サービス事業所が軽度生活支援員の賃金の改善を行う場合その他の軽度生活支援員派遣サービス事業所の運営状況により必要がある場合、市長が別に定めるところにより、1月間に係る当該利用料に市長が別に定める額を加算し、又は減額することできる。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(利用料)</p> <p>第59条 総合事業の利用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽度生活支援員派遣サービス 1回につき1,500円。ただし、軽度生活支援員派遣サービス事業所が軽度生活支援員の賃金の改善を行う場合その他の軽度生活支援員派遣サービス事業所の運営状況により必要がある場合、市長が別に定めるところにより、1月間に係る当該利用料に市長が別に定める額を加算し、又は減額することできる。</p> <p>(3) 略</p>

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>

## 大村市文化基金活用状況

単位:円

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
寄付額	270,000	1,630,000	1,570,000	320,000	370,000	320,000	70,000	100,000	0
基金利子額(益金)	0	74,268	155,169	23,225	61,881	410,835	323,248	248,894	121,372
基金取崩額	2,042,000	1,796,502	1,636,021	2,974,679	3,036,972	1,625,201	3,366,149	3,466,047	2,677,258
取崩後基金残額	77,584,623	77,418,121	77,352,100	74,697,421	72,030,449	70,725,248	67,429,099	64,063,052	61,385,794
基金取崩累計額	2,042,000	3,838,502	5,474,523	8,449,202	11,486,174	13,111,375	16,477,524	19,943,571	22,620,829
基金活用総額 主な文化基金活用事業 ・舞台芸術祭開催補助事業 ・文化創造自主事業 ・文化財保存事業 ・民俗芸能保存事業 ・文化活動遠征費補助事業	2,042,000	1,870,770	1,791,190	2,997,904	3,098,853	2,036,036	3,689,397	3,714,941	2,798,630

( 68 )

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(見込額)	30年度(見込額)	31年度(見込額)	32年度(見込額)	合計
寄付額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,253,799
基金利子額(益金)	89,933	79,801	73,035	168,276	157,945	99,088	11,372	11,372	11,372	29,478,560
基金取崩額	2,797,128	2,342,491	4,027,134	2,674,716	4,055,231	4,400,000	5,096,000	5,096,000	5,096,000	58,205,529
取崩後基金残額	58,588,666	56,246,175	52,219,041	49,544,325	45,489,094	41,089,094	35,993,094	30,276,182	25,180,182	25,180,182
基金取崩累計額	25,417,957	27,760,448	31,787,582	34,462,298	38,517,529	42,917,529	48,013,529	53,109,529	58,205,529	58,205,529
基金活用総額 主な文化基金活用事業 ・舞台芸術祭開催補助事業 ・文化創造自主事業 ・文化財保存事業 ・民俗芸能保存事業 ・文化活動遠征費補助事業	2,887,061	2,422,292	4,100,169	2,842,992	4,213,176	5,120,000	5,108,000	5,108,000	5,108,000	

大村市文化基金条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 市長は、平成15年4月1日から平成33年3月31日までの間、芸術文化の振興と普及を図るための経費の財源に充てる場合に限り、60,000,000円を限度とし、各年度における予算の定める範囲で、基金の一部を処分することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 市長は、平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間、芸術文化の振興と普及を図るための経費の財源に充てる場合に限り、45,000,000円を限度とし、各年度における予算の定める範囲で、基金の一部を処分することができる。</p>

大村市牧場条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(承認の制限)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する家畜は、放牧委託の承認をしない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農業保険法（昭和22年法律第185号）による家畜共済に加入していないもの</p> <p>(4) 略</p>	<p>(承認の制限)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する家畜は、放牧委託の承認をしない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）による家畜共済に加入していないもの</p> <p>(4) 略</p>

## 大村市都市公園条例の改正概要（第19号議案関係）

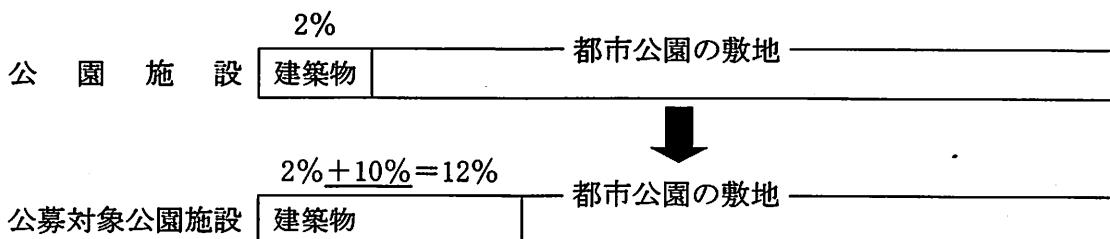
### 1 改正の理由

都市公園法及び都市公園法施行令（以下「政令」）の改正に伴い、以下のとおり改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 公募対象公園施設に係る建ぺい率の特例の新設（第2条の3関係）

都市公園の敷地面積の2%を上限とし、公園施設として建築物を設けることができるが、公募設置管理制度に基づき選定された者が公募対象公園施設である建築物を設ける場合は、特例として、政令で定める割合を参酌して条例で定める率を上乗せすることができることとされたため、当該率を政令で定める参酌基準と同じ10%と定める。



##### ※ 公園施設

園路及び広場、休憩所、ベンチ等の休養施設、ぶらんこ、滑り台等の遊戯施設、野球場、陸上競技場等の運動施設、飲食店、売店等の便益施設等の施設

##### ※ 公募設置管理制度

都市公園において公募対象公園施設（遊戯施設、便益施設等）の設置又は管理を行う民間事業者を公募（民間事業者が設置する公園施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件）により選定する手続

#### (2) 運動施設率の上限に関する規定の追加（第2条の4関係）

運動施設率の上限は、これまで政令で一律に50%と定められていたが、政令で定める率を参酌して条例で定めることとされたため、政令で定める参酌基準と同じ50%と定める。

##### ※ 運動施設率

都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

### 3 施行日

公布の日

大村市都市公園条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(公園施設の設置基準) 第2条の3 略 2～5 略 <b>6 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</b>	(公園施設の設置基準) 第2条の3 略 2～5 略
(公園施設に関する制限) <b>第2条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</b>	

# 大村市下水道条例及び大村市農業集落排水施設条例の改正概要（第20号議案関係）

## 1 改正の理由

以下のとおり、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定を行うものである。

## 2 改正の内容

### (1) 超過使用料の改定（下水道条例別表関係）（農業集落排水施設条例別表関係）

財政計画の見直しにより、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を次のとおり改定する。

区分	汚水量(月)	改定前	改定後	差額	改定率
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	75 円 60 銭	72 円 36 銭	△3 円 24 銭	△4.3%
	11 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	162 円	154 円 44 銭	△7 円 56 銭	△4.7%
	31 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	194 円 40 銭	184 円 68 銭	△9 円 72 銭	△5.0%
	51 m <sup>3</sup> 以上	237 円 60 銭	225 円 72 銭	△11 円 88 銭	△5.0%

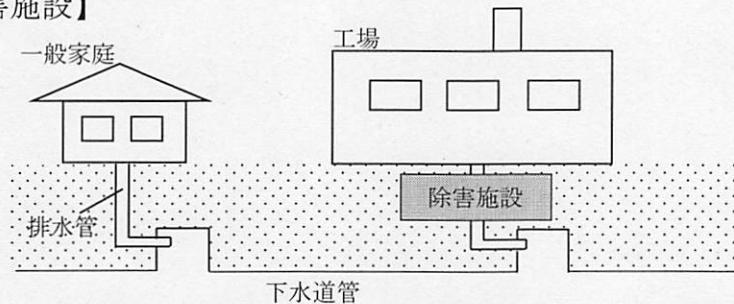
### (2) 工場等から排除される汚水で一定の水質基準に適合するものの下水道使用料の設定（下水道条例第15条の2関係）

工場等から除害施設等を経由して下水道に排除される汚水であって、水質に関する基準等に適合するものの下水道使用料を次のとおり設定する。

区分	汚水量(月)	金額
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	51 m <sup>3</sup> 以上	118 円 80 銭 (通常 225 円 72 銭)

※ 1日当たりの平均的な汚水量が50 m<sup>3</sup>未満の使用者には適用しない。

## 【除害施設】



※ 除害施設とは、水質に関する基準に適合しない下水を排除する使用者に対し、当該基準に適合する下水を排除させるために設置を義務付けている施設

## 3 施行日

平成30年4月1日（同年5月分の使用料から適用）

大村市下水道条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、除害施設を経由して排除される汚水（第10条又は第11条の規定により除害施設を設けて排除しなければならないものに限る。）又は特定事業場の特定施設から処理施設を経由して排除される汚水であつて、次に定める基準の全てに適合するものに係る使用料を算定する場合の別表の規定の適用については、同表中「225円72銭」とあるのは、「118円80銭」とする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(2) 浮遊物質量 1リットルにつき50ミリグラム以下</p> <p>3 前項の規定は、1日当たりの平均的な汚水量（管理者が別に定める期間に使用者が排除した汚水量を当該期間の日数で除したもの）が50立方メートル未満の使用者には適用しない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第15条の2 略</p>

## 改正後

別表（第15条の2関係）

使用料（1月につき）		
基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）	
680円40銭	汚水量	金額
	1立方メートルから10立方 メートルまでの部分	72円36銭
	11立方メートルから30立 方メートルまでの部分	154円44銭
	31立方メートルから50立 方メートルまでの部分	184円68銭
	51立方メートル以上の部分	225円72銭

## 改正前

別表（第15条の2関係）

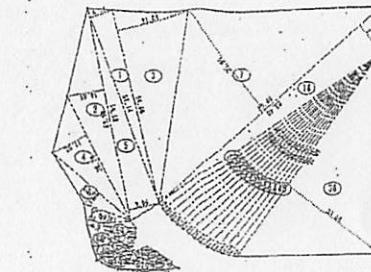
使用料（1月につき）		
基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）	
680円40銭	汚水量	金額
	1立方メートルから10立方 メートルまでの部分	75円60銭
	11立方メートルから30立 方メートルまでの部分	162円
	31立方メートルから50立 方メートルまでの部分	194円40銭
	51立方メートル以上の部分	237円60銭

大村市農業集落排水施設条例（新旧対照表）（第2条関係）

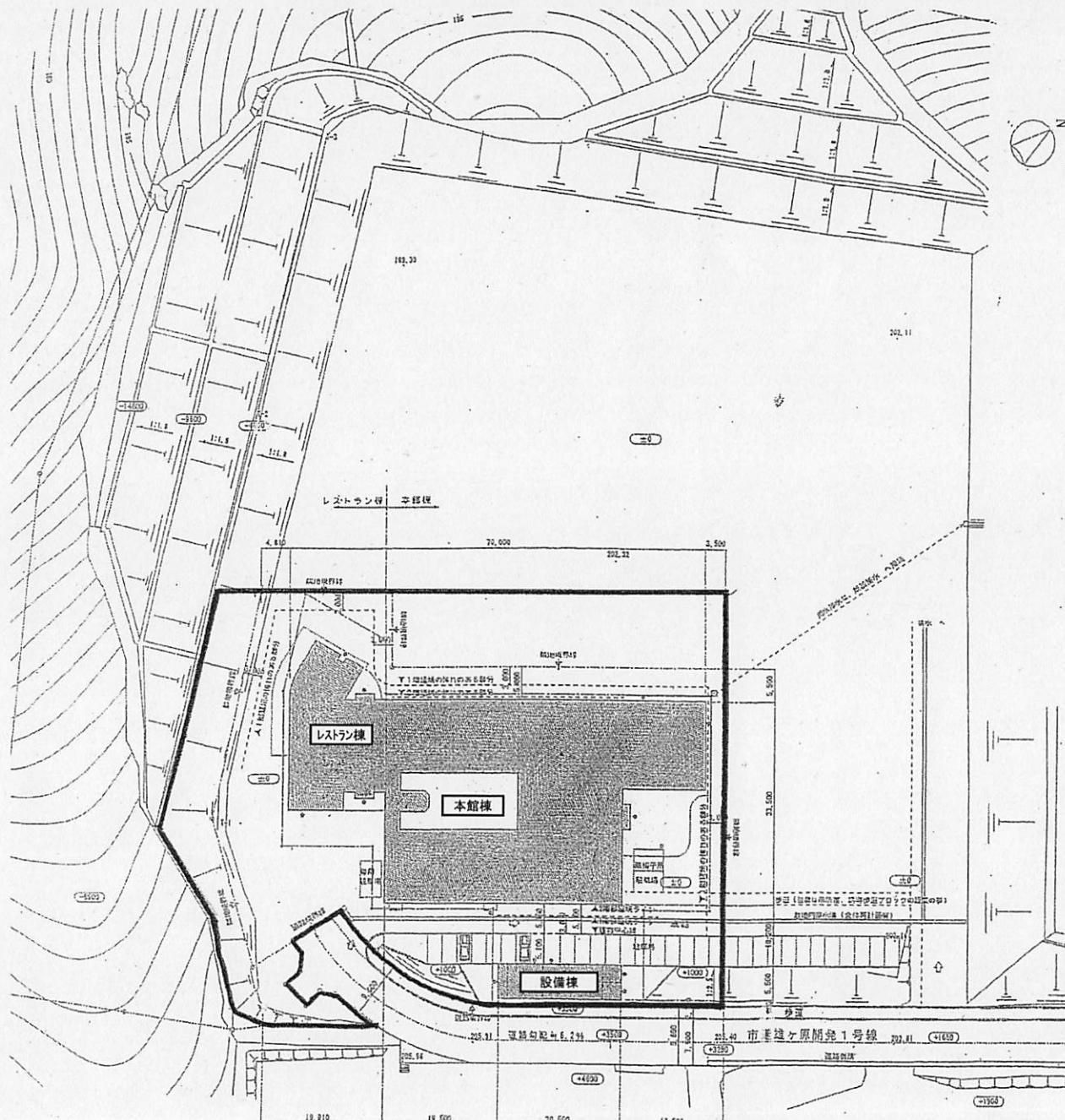
改正後		改正前	
別表（第15条関係）		別表（第15条関係）	
使用料（1月につき）		使用料（1月につき）	
基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）	基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）
680円40銭	汚水量 1立方メートルから10立方 メートルまでの部分	72円36銭	680円40銭 汚水量 1立方メートルから10立方 メートルまでの部分
	11立方メートルから30立 方メートルまでの部分	154円44銭	162円 11立方メートルから30立 方メートルまでの部分
	31立方メートルから50立 方メートルまでの部分	184円68銭	194円40銭 31立方メートルから50立 方メートルまでの部分
	51立方メートル以上の部分	225円72銭	237円60銭 51立方メートル以上の部分

第21号議案関係資料

位置図



番号	面積	面積	面積	面積
1	57.74	4.72	142.450	191.41900
2	52.51	10.45	134.512	317.26252
3	54.88	21.68	1.157.4132	576.30060
4	24.70	11.03	428.8819	213.42000
5	52.58	3.65	326.7841	155.89742
6	23.63	5.11	142.5981	74.28740
7	52.45	18.95	2.878.7200	1.439.11500
8	14.06	5.21	74.1554	37.31250
9	12.65	4.44	58.4960	25.34800
10	14.10	2.62	22.7620	12.35100
11	14.10	1.81	27.6455	14.34100
12	9.74	3.97	51.8663	18.83215
13	8.52	1.95	21.5240	14.04220
14	74.01	2.55	152.5508	74.21250
15	7.42	1.42	18.1480	8.51400
16	15.34	1.72	151.7912	75.39100
17	7.00	4.73	20.3492	15.17200
18	83.46	4.71	821.8140	454.89700
19	75.81	2.03	153.5822	78.31400
20	12.43	2.13	57.2672	28.81202
21	5.33	1.22	6.8554	3.43400
22	75.79	2.57	152.5990	76.21400
23	6.42	1.65	19.6120	5.00900
24	5.19	1.16	9.2561	4.76600
25	75.45	1.04	152.3120	76.31300
26	10.13	0.95	6.7118	4.35500
27	12.18	0.83	7.8731	3.81800
28	75.32	1.71	148.5320	72.31500
29	74.85	1.15	161.5711	84.34553
30	74.18	1.17	151.8272	62.47600
31	72.55	2.14	157.2070	74.43421
32	72.55	2.11	151.7106	74.43474
33	72.57	2.08	141.9564	74.43200
34	71.22	2.04	145.2400	72.24200
35	70.28	1.03	140.5030	70.24002
36	61.32	12.15	6.731.4121	1.144.26449
			5,917.60 m <sup>2</sup>	3,117.44225



工事請負契約の変更について（第22号議案関係）

1 工 事 名 大村市工業団地整備事業 大村市新工業団地整備工事

2 契約の相手方 松尾・高瀬・エムケン特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市興善町6番10号

松尾建設株式会社長崎支店

専務執行役員支店長 藤瀬 修二

3 竣 工 期 限 平成31年3月22日

4 主な変更理由 (1) 工業用水道施設の設置工事を追加する。

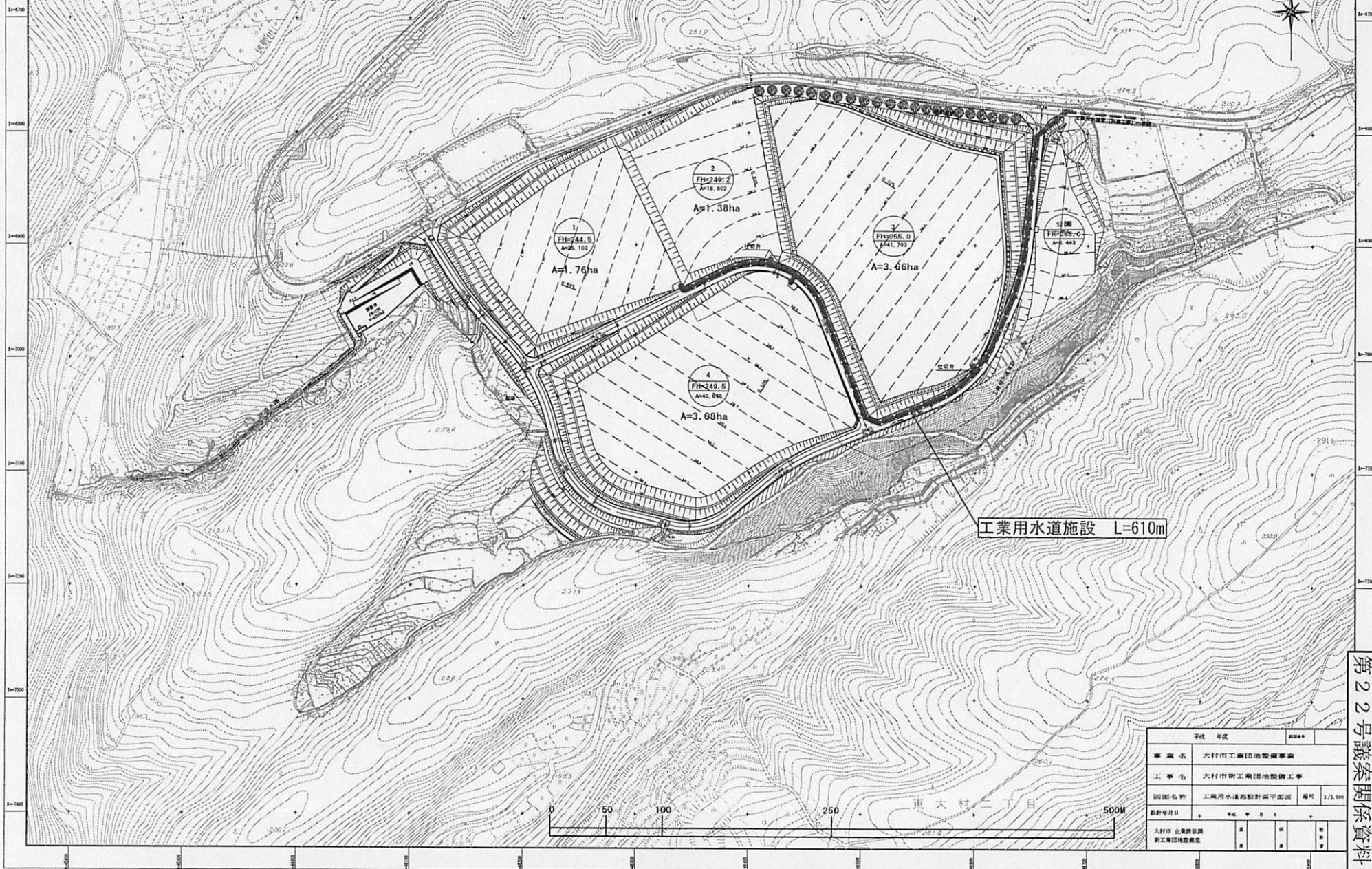
(2) 降雨により生じる濁水の処理を行う装置を設置する。

5 経 過

	契約金額	変更金額
当初（平成28年12月21日議決）	1,186,194,240円	—
前回（平成29年9月6日議決）	1,329,828,840円	143,634,600円
今回	1,358,478,000円	28,649,160円

工業用水道施設計画平面図

A1=1:1500 A3=1:3000



大村市立桜が原中学校内における自動車破損事故について（報告第1号関係）

1 経緯

平成29年11月9日午前7時頃、■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽乗用車が大村市立桜が原中学校プール横の駐車場に駐車しようとした際、左前輪で排水溝のグレーチング蓋を跳ね上げ、車体の底面を損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、車両の往来によりグレーチング蓋に歪みが生じていたためと思われる。

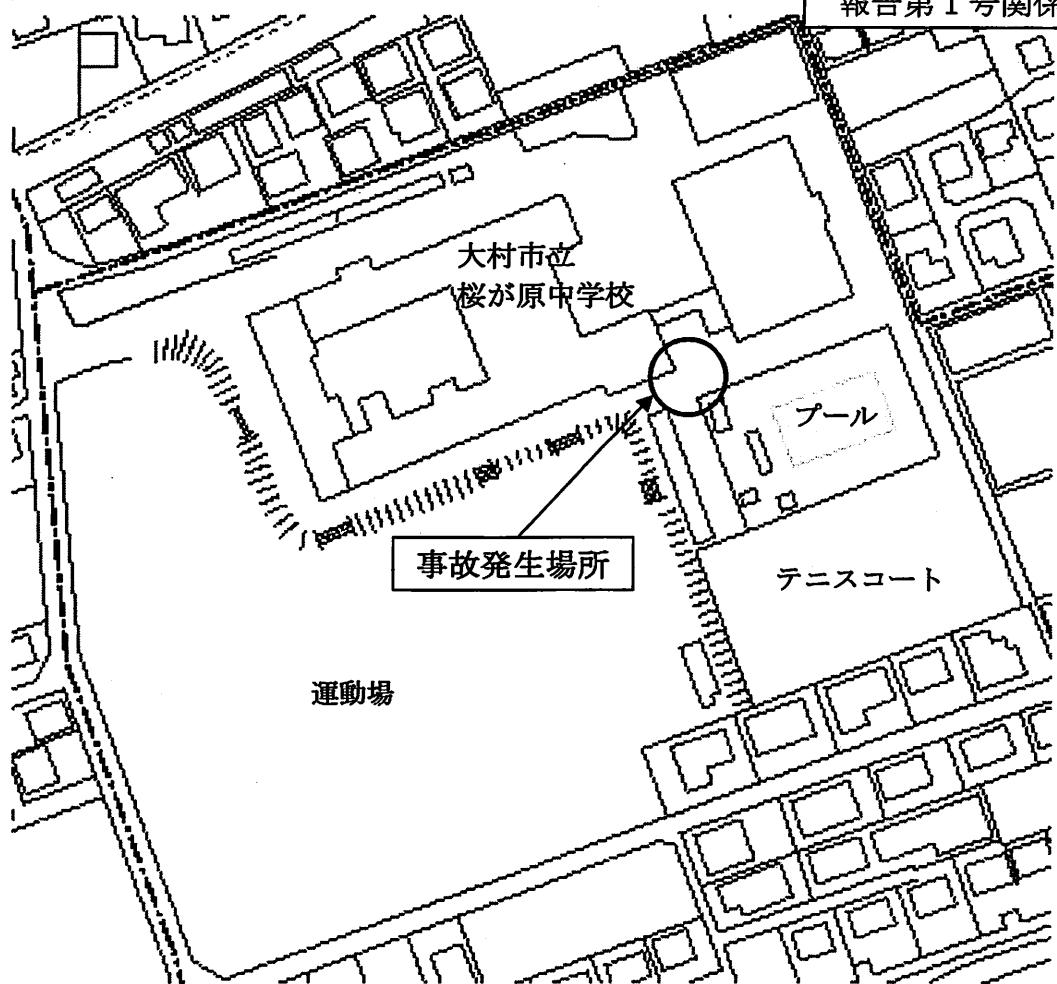
事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、現場の排水溝は、車両の往来の多い部分については暗渠にしてアスファルトで舗装し、その他の部分についてはグレーチング蓋を耐久性が高いものに取り替えた。

3 示談内容

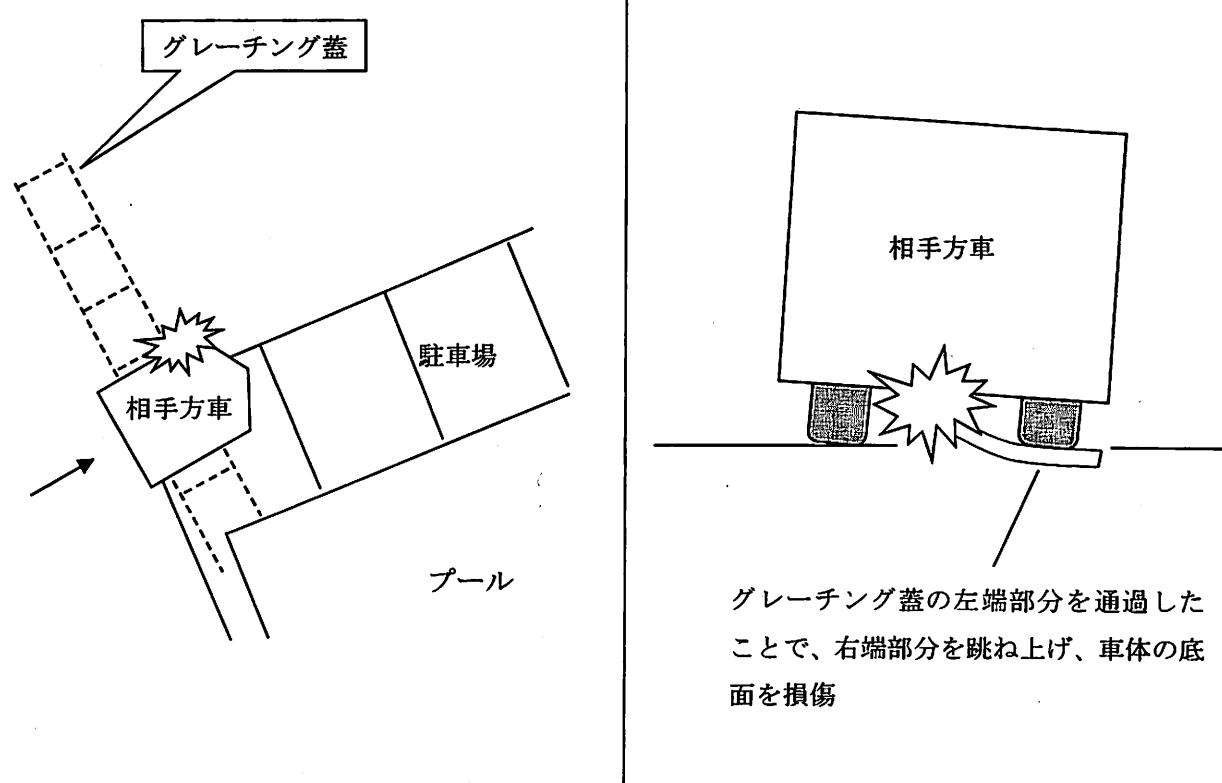
大村市は、相手方に対し、修理費の全額65,708円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

4+



詳細図1（平面図）

詳細図2（前面図）



## 大村市環境センター内における自動車破損事故について（報告第2号関係）

### 1 経緯

平成29年12月20日午後1時20分頃、[REDACTED]氏（以下「相手方」という。）所有の普通乗用車が大村市環境センター（以下「環境センター」という。）に家庭ごみを搬入するため、環境センター内の通路を走行した際、通路上にあった針金が右前輪タイヤに刺さり、パンクした。

### 2 事故の原因及び処理

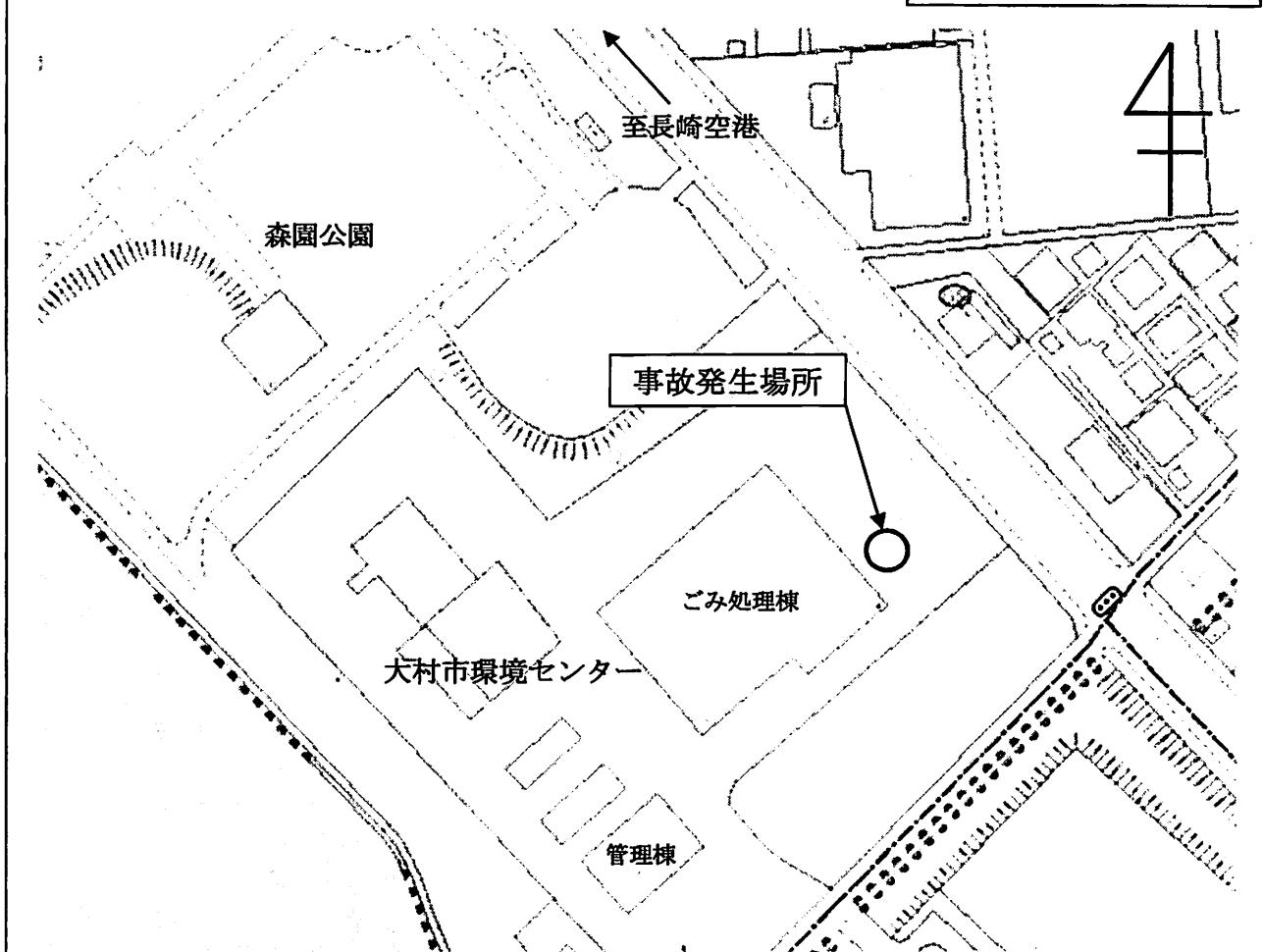
事故の原因は、環境センター内の通路上にあった針金を除去していなかったためである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、環境センター内の通路について、落下物等がないか点検を行った。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額4,320円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

